

山陽小野田市小規模土地改良事業補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、農業生産性の向上及び農村環境の改善に資することを目的とし、山陽小野田市補助金交付規則（平成17年山陽小野田市規則第53号）別表に掲げる山陽小野田市小規模土地改良事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

（対象事業等）

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「対象事業」という。）、対象事業の採択基準、補助金の交付の対象となる事業費（以下「対象事業費」という。）及び補助率は別表のとおりとする。

（事業の実施の承認）

第3条 山陽小野田市小規模土地改良事業（以下「事業」という。）を実施し、対象事業としての採択を受けようとする者は、当該事業に着手する前に山陽小野田市小規模土地改良事業事前審査表（様式第1号。以下「事前審査表」という。）を市長に提出しなければならない。ただし、災害等により事業を実施する場合であって、市長が緊急を要すると認めるときは、この限りでない。

2 市長は、前項の事前審査表が提出されたときは、その内容を審査し、当該事業が第2条に規定する対象事業に該当するか否かを実地調査により確認の上、対象事業としての採択をするか否かを決定する。

3 市長は、前項の場合において、当該事業につき対象事業としての採択をするか否かを決定したときは、山陽小野田市小規模土地改良事業実施承認・不承認通知書（様式第2号）により、事業を実施しようとする者に通知しなければならない。

（補助金の交付申請）

第4条 前条第3項の規定により、実施しようとする事業につき、対象事業としての承認を受けた者は、その属する土地改良区理事長、水利組合長又は農事組合長その他市長が認めた団体の長（以下「理事長等」という。）に、対象事業としての承認を受けた旨を通知しなければならない。

2 前項に規定する通知を受けた理事長等は、山陽小野田市小規模土地改良事業補助金（変更）交付申請書（様式第3号。以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出する。

(1) 位置図

(2) 不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条の地図又は不動産登記法第14条の地図に準ずる図面（分間図等）の写し

(3) 平面図

(4) 構造図

(5) 事業についての数量表

(6) 見積書

(7) 同意書（様式第4号又は様式第4号の2）

3 前項第6号の見積書は、山陽小野田市建設工事等指名競争入札参加資格者であって、山陽小野田市に主たる事務所を有するもののうち2者以上から徴しなければならない。ただし、農業水利施設整備事業の堰等^{せき}の新設又は改修等にあつては、山陽小野田市建設工事等指名競争入札参加資格者であって、山陽小野田市に事務所を有するものから見積書を徴することが困難な場合は、この限りでない。

4 第2項第7号の同意書は、土地所有者等から徴しなければならない。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、別表に規定する対象事業の事業費に同表に規定する補助率を乗じて算出した額とし、当該事業が実施される年度の予算の範囲内において決定する。ただし、その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（補助金の内示）

第6条 市長は、第4条第2項に規定する申請書等の提出があつたときは、その内容を審査し、前条の規定により、当該事業に係る補助金の内示額を決定し、山陽小野田市小規模土地改良事業補助金交付内示額通知書（様式第5号。以下「内示額通知書」という。）により、申請を行つた理事長等（以下「申請者」という。）に通知する。

（事業の着手及び完了）

第7条 申請者は、前条の内示額通知書を受領した後に、当該事業に着手しなければならない。

2 申請者は、第4条第3項の規定により見積書を徴した業者のいずれかに当該事業を施工させなければならない。

3 申請者は、内示額通知書に記載された補助金の内示額の有効期限内に当該事業を完了させなければならない。

(事業の変更)

第8条 申請者は、内示額通知書を受領した後に事業の内容を変更しようとする場合は、申請書を再度提出し、市長の承認を受けなければならない。

(事業の完了の報告等)

第9条 申請者は、当該事業が完了したときは、速やかに山陽小野田市小規模土地改良事業完了届(様式第6号。以下「完了届」という。)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 施工業者が発行した請求書の写し

(2) 工事の概要が確認できる写真

(3) 出来形図

(4) その他市長が必要と認めるもの

2 申請者は、次条第1項の検査後に当該事業に係る支払いを行うものとし、その支払いを完了したときは、施工業者が発行した領収書の写しを速やかに市長に提出しなければならない。

(完了検査等)

第10条 市長は、前条第1項に規定する完了届が提出されたときは、実地において完了検査(以下「検査」という。)を行うものとする。

2 市長は、前項の検査の結果、申請の内容に適合していないと認めたときは、申請者に当該事業の手直しを命ずることができる。

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条第1項の検査の結果、実施された事業の内容が適正と認めたときは、当該事業に係る補助金の額を確定し、山陽小野田市小規模土地改良事業補助金交付決定通知書(様式第7号。以下「決定通知書」という。)により申請者に通知する。

- 2 市長は、前条第1項の検査の結果、実施された事業の内容に大幅な変更が認められたときは、変更された内容に基づき、当該事業について第6条の規定により通知した補助金の内示額の範囲内で補助金の額を確定し、決定通知書により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第12条 前条の決定通知書を受領した申請者は、山陽小野田市小規模土地改良事業補助金請求書(様式第8号。以下「請求書」という。)を市長に提出し、補助金を請求するものとする。

- 2 市長は、適正な請求書の提出を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

- 3 市長は、申請者から委任状(様式第9号)の提出を受けたときは、当該委任状に記載された受任者に補助金を交付することができる。

(補助金交付の取消し又は返還)

第13条 市長は、この要綱による補助金の交付を受けた申請者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した当該補助金の全部又は一部を、申請者又は受任者に返還させることができる。

(1) 偽り、その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 事業の実施が、その目的を達成し得なかったとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、事業に関し、補助金の交付の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は市長の指示に従わなかったとき。

(紛争の解決)

第14条 申請者は、事業の実施に当たり紛争が生じたときは、これを解決しなければならない。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別 表（第 2 条、第 5 条関係）

対象事業	採択基準	対象事業費	補助率
農道整備事業 （新設又は改修）	受益戸数 2 戸以上 延長 3 0 m 以上 受益面積 5 0 a 以上 有効幅員 2 m 以上	10 万円以上 200 万円以下	対象事業費の 7 0 % 以内
用排水路整備事業 （かんがい用排水 路舗装事業）	受益戸数 2 戸以上 受益面積 5 0 a 以上	10 万円以上 200 万円以下	対象事業費の 7 0 % 以内
老朽ため池補強 事業	受益戸数 2 戸以上 受益面積 5 0 a 以上	10 万円以上 300 万円以下	対象事業費の 6 0 % 以内
農業水利施設整備 事業（新設又は改 修）	受益戸数 2 戸以上 受益面積 5 0 a 以上	10 万円以上 300 万円以下	対象事業費の 6 0 % 以内
耕地整備事業	受益戸数 2 戸以上 受益面積 5 0 a 以上	10 万円以上 300 万円以下	対象事業費の 5 0 % 以内
干ばつ恒久対策 事業	受益戸数 2 戸以上 受益面積 5 0 a 以上 1 0 ha 未満	10 万円以上 300 万円以下	対象事業費の 5 0 % 以内

備 考

- 1 対象事業費とは、事業の実施に要する費用をいう。
- 2 補助金の交付の対象となる対象事業費は、工事費用のみとし、用地費、補償費等は含めないものとする。